

国際連合スーダンミッション（UNMIS）に係る
物資協力の実施について

（平成17年7月29日）
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、国際連合スーダンミッション（UNMIS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成17年度において、国際連合に対し、現在、スーダン共和国で行われている国際連合スーダンミッション(UNMIS)の活動に協力するために必要な四輪駆動車27台及び地雷探知装置60機を予算の範囲内において無償で、大型テント20張を無償でそれぞれ譲渡し、それらの輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 スーダン共和国においては、スーダン政府と南部地方の反政府勢力との間で20年以上にわたり内戦が続いていたが、本年1月に和平合意に調印がなされた。
- 2 これを受け、本年3月に国際連合スーダンミッション（UNMIS）が設立され、本格的な活動開始に向け準備が進められているところである。
- 3 今般、国際連合から我が国政府に対し、UNMISの活動に必要な、四輪駆動車、地雷探知装置及び大型テントの譲渡要請がなされたものである。